

公 示

令和 8 年度輸送役務の契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

1 公募に付する事項

令和 8 年度長射程火力訓練基盤整備に伴う貸切り船舶による海上輸送等役務

2 応募する者等に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、非補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事

その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(5) 令和7・8・9年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の格付けをされている者

3 説明会

実施しない。

4 応募条件

(1) 輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(2) 本州港湾から南鳥島岸壁まで人員約30名・車両約10両及び危険物(引火性液体類)を貸切り船舶により、令和8年6月上旬から同年6月下旬までの間で往復輸送可能であること(輸送間の給食及び入浴等のサービス提供含む。)

(3) 各港湾等においてロールオン、ロールオフで積卸できる船舶の形態であること。

(4) 南鳥島岸壁到着後から6月下旬までの整備実施間(約16日間)、南鳥島岸壁又は南鳥島周辺の洋上において、船内での約45名分の宿泊、給食及び入浴等のサービス提供が可能であること。

5 技術資料の審査等

(1) 応募者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 応募者は、担当者から調査のため協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

応募者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日(行政機関の休日に関する法

律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：中央輸送隊会計科契約班

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募にあたり下記事項について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等の参加を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保全情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (8) 入札及び契約心得に記載されている暴力団排除に関する誓約事項に同意するものとする。

9 公募参加申込に関する手続等

- (1) 申込先及び参加表明書提出先

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

中央輸送隊会計科契約班 電話 045-335-1151（内線：338）

担当：山崎

- (2) 申込受付期間

ア 令和8年4月7日（火）午後5時まで。

イ 直接提出する場合は、休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

ウ 令和8年4月7日（火）以降においても令和8年4月24日（金）まで随時受け付ける。ただし、審査に時間を要する場合があります、希望する調達案件に間に合わないことがある。

(3) 提出書類

参加表明書（正本 1 部副本 1 部：様式及び提出を求める技術資料については別添のとおり）

参 加 表 明 書

令和8年度長射程火力訓練基盤整備に伴う貸切り船舶による海上輸送等役務

標記事業について、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡 殿

令和 年 月 日

住 所
提出者名（商号）（会社名等）
代表者（役職名）（氏名）
担当者氏名電話番号

本州港湾から南鳥島岸壁間の人員装備品等の一体輸送等
(船舶輸送)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 年間を通じ確保可能又は保有している人員、車両及び危険物(引火性液体類)の輸送を実施できる船舶の情報(船舶検査証及び危険物運送適合証)
- 4 過去3年以内の船舶を借上げた実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶(会社、船名)、運航管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
借上げ予定の船舶及び船会社
- 5 過去3年以内の船舶を運航した実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾(定期運航航路を除く。)、貨物の概要、使用船舶(会社、船名)、運航管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
借上げ予定の船舶及び船会社
- 6 過去3年以内の人員、車両及び危険物の一体輸送の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶(会社、船名)及び運航管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本州港湾から南鳥島岸壁間の人員、車両及び危険物の一体輸送要領(船舶会社、船名、運航スケジュール及び運行管理組織)